

## 税関総署公告 2009 年第 85 号

(国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物保税監督管理試点工作の展開  
に関する公告)

国务院のサービスアウトソーシング産業の促進に関する発展精神の実現のために、サービスアウトソーシング企業が積極的に国際サービスアウトソーシング業務を請け負うことを支持するために、一部のサービスアウトソーシング模範都市について、税関は国際サービスアウトソーシング業務における輸入貨物に保税監督管理試点を即日実施する。ここに関連事項を以下の通り公告する。

一、試点都市:上海、大連、深圳、南京、蘇州、無錫、ハルピン、大慶、西安、長沙市。

二、試点企業:試点都市の技術先進型サービス企業。

三、関連事項:

(一) 税関は管理類別が B 類以上のサービスアウトソーシング企業に対して、国際サービスアウトソーシング業務に従事する場合に輸入貨物に保税監督管理を実施するが、国家が減免税しない商品(詳細は《税関総署 2008 年第 65 号公告》附属文書 2 及び附属文書 3 を参照)は除外する。

上述のサービスアウトソーシング企業とは《財政部 国家税務総局 商務部 科技部 国家発展改革委の技術先進型サービス企業の関連税收政策問題に関する通知》(財税〔2009〕63 号、以下《通知》という)で規定している技術先進型サービス企業を指す。

上述の国際サービスアウトソーシング業務(以下、アウトソーシング業務という)とは《通知》の附属文書《技術先進型サービス業務認定範囲(試行)》における国際サービス業務を指す。

保税監督管理に組み入れる国際サービスアウトソーシング業務輸入貨物(以下、アウトソーシング輸入貨物という)とはサービスアウトソーシング企業が国際サービスアウトソーシング契約を履行し、国際サービスアウトソーシング業務の国外発注者が無料で提供する輸入設備を指す。

(二) アウトソーシング輸入貨物は税関監督管理貨物に属し、サービスアウトソーシング企業が自社でアウトソーシング契約履行に際して使用し、税関に認可を経ずして、企業はアウトソーシング輸入貨物を抵当、質、留置してはならない。

(三) サービスアウトソーシング企業がアウトソーシング輸入貨物の輸入備案前に、税関で通関登録登記手続きを行わなければならない。

(四) 試点期間において、税関は保税監督管理する国際サービスアウトソーシング輸入貨物に加工貿易設備手冊（手冊番号の最初はDで、以下手冊という）モデル管理を暫定的に行う。手冊は契約を単元として監督管理を行い、一つの契約に一冊の手冊が対応する。

(五) サービスアウトソーシング企業はアウトソーシング輸入貨物の輸入前に、自社所在地の主管税関で備案手続きを行い、そして以下の資料を提出する必要がある。

1. 技術先進型サービス企業資質証明
2. 企業法人営業許可証
3. 国外発注者と締結した国際サービスアウトソーシング契約及び契約に付属する設備明細

4. 税関輸出入貨物荷受・荷送人《通関登録登記証書》
5. 税関が必要とするその他書類。

主管税関が備案申請を受理した後、審査を経て要求に符合する場合、手冊を発行する。

(六) 手冊備案の有効期限は1年である。延期を必要とする場合、サービスアウトソーシング企業は期限到来の30日前までに申請を提出しなければならない。税関が審査後同意した場合、毎回の延期は1年を超過せず、最長でサービスアウトソーシング契約期限を超過してはならない。

(七) 企業が契約備案を行うとき、以下の規範に従って手冊を記入する。

1. 表紙の“批准文号”を事前入力し欄に“FW+4桁の税関区代碼+4位年”と記入
2. 表紙の“監督管理方式”欄に“加工設備”（代碼0420）と記入
3. 表紙の“征免性質”欄に“加工設備”（代碼501）と記入
4. 表紙の“備考欄”に“サービスアウトソーシング専用手冊”と注記
5. 表紙の商品の“徴免”欄に“全免”と記入
6. その他欄は加工貿易設備手冊の規定に照らして記入。

(八) 手冊での貨物輸入時、輸入報関単の関連する欄に以下の規範に従って記入：

1. 報関単“備案号”欄に対応するD手冊番号を記入
2. “監督管理方式”欄に“加工設備”（代碼0420）と記入
3. “徴免性質”欄に“加工設備”（代碼501）と記入
4. “標記番号および備考”欄に“国際サービスアウトソーシング輸入貨物”と記入
5. 表紙の商品の“徴免”欄に“全免”と記入
6. その他欄は規定に従って記入。

(九) 手冊での貨物積戻しのとき、輸出報関単に關係する欄は以下の規範に従って記入

1. 報関単の“備案番号”欄に対応するD手冊番号を記入
2. 報関単の“監督管理方式”欄に“加工設備積戻し”（代碼0466）と記入
3. その他の欄に規定に従って記入。

(十) 手冊での貨物の国内販売のとき、報関単の関連する欄に以下の規範に従って記入

1. 報関単の“備案番号”欄に対応するD手冊番号を記入
2. 報関単の“監督管理方式”欄に“加工設備国内販売”（代碼 0446）と記入
3. その他欄は規定に従って記入。

（十一）アウトソーシング業務契約に変更が発生する場合、サービスアウトソーシング企業は変更した契約等の関連書類を持って税関に変更手続きを行わなければならない。

（十二）アウトソーシング輸入貨物はアウトソーシング業務の契約執行完了後に積戻し出国しなければならない。

（十三）アウトソーシング輸入貨物が国内に販売されるまたは期限到来後国外に積戻しされない場合、税関が批准した後に規定に従って輸入徴税手続きを行い、許可証書に関する場合、さらに許可証書を提供しなければならない。

（十四）サービスアウトソーシング企業があらためて技術先進型サービス企業資質を具備しない場合、新たな手冊は備案されず、既に備案した手冊は延期せず、既に備案し輸入していない貨物はあらためて保税輸入しない。

サービスアウトソーシング企業の管理類別がC、D類に引き下げられた場合、手冊は延期されず、既に備案し輸入していない貨物はあらためて保税輸入されず、既に輸入した貨物について税関はリスク担保金全額を徴収する。

（十五）手冊の期限が到来した後に、サービスアウトソーシング企業は30日以内に核鎖申請報告、手冊、輸出入報関単及び関連書類等を持って税関で核鎖を申請しなければならない。

（十六）税関特殊監督管理区域内企業が国外から本公告で規定しているアウトソーシング業務の設備を輸入する場合、税関は現行の特殊監督管理区域の関連規程に照らして処理する。

特にここに公告する。

二〇〇九年十二月二十四日